

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第16回会議録



開会 平成17年7月28日(木)

閉会 平成17年7月28日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第16回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成 17 年7月28日(木) 午後 1 時30分 開会 ・ 午後 2 時28分 閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議 題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 1 6 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 15 名 欠席 2 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	×
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種		委 員		
委 員		高丸 勝茂		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉	×	委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	財政部会長	三好 治夫		住民部会長	合田真二郎	
	企画部会長	藤田 賢一		健康福祉部会長	石川 和明	
	観音寺市人権推進課長	福田 政宏		教育部会長	篠原 武廣	

第16回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	1～19
(1) 協議事項	2
(1) 議案第14号 平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)について	2
(2) 報告事項	2～18
(1) 報告第58号 新市の市章マニュアル作成委託契約の締結について	2～3
(2) 報告第59号 手数料の取扱いについて	3～6
(3) 報告第60号 消防団・海防団の取扱いについて	6～9
(4) 報告第61号 各種事務事業(コミュニティ関係)の取扱いについて	9～11
(5) 報告第62号 各種事務事業(人権擁護関係)の取扱いについて	11～13
(6) 報告第63号 各種事務事業(交通関係)の取扱いについて	13～14
(7) 報告第64号 各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱いについて	14～16
(8) 報告第65号 各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱いについて	16～17
(9) 報告第66号 各種事務事業(学校給食関係)の取扱いについて	17～18
(3) その他	18～19
(1) 第17回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	18～19
4 閉 会	19

【午後 1 時 3 0 分開会】

事務局長 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第 1 6 回 観音寺市・大野原町・豊浜町 合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木和郎でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町 合併協議会 平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。毎日大変暑い日が続いておりまして、台風 7 号で風は要らんけど雨ぐらい少々来てくれるのかと思って期待しておりましたら、雨は全然降りませんで東北の方へそれていって、台風はそれていいんですけども、恵みの雨がなかったということで、また湯水ということで大変頭を痛める今日この頃でございますが、そういう大変暑い中でございますが、今日は第 1 6 回の合併協議会、本当に暑い中をご出席いただきましたことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、毎日毎日が進んでおりまして、もうあと 7 5 日になりまして、7 5 日したら新生観音寺市が誕生するわけございまして、合併協議会もあともう 8 月、9 月と 2 回余すとなったわけでございますが、いろいろ皆さん方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げたいと思います。

今日も、いろいろご提案いたしますので、ご審議いただきますことをお願いをいたしましてお礼の挨拶にかえます。今日はどうもありがとうございます。

大木事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第 1 0 条第 2 項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長、よろしく願いをいたします。

議長 今、事務局長からお話ございましたように、会則の規定に従いまして、私の方で議事進行をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

規約第 1 0 条の第 1 項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。

委員 1 7 名中、今日は大野原町の藤岡委員さん、森委員さん、2 名の欠席でございます。それぞれ 2 名の皆さん方から欠席する旨連絡をいただいております。よって、1 5 名

でございますので、報告させていただきたいと思います。

また、本日多岐にわたる調整結果等をご報告させていただくことに際しまして、1市2町の専門部会長並びに関係課長を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には、冒頭に所属市町名と名前をよろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、ご発言に際しましては職員がワイヤレスを持ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、議案第14号平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）につきまして、事務局長より説明願います。

事務局長 事務局長の大木和郎でございます。

議案第14号平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

お手元の会議資料4ページをお開きください。

今回の補正総額は、歳入歳出ともに1,696万3,000円であります。平成17年度歳入歳出予算の総額4,302万6,000円に歳入歳出それぞれ1,696万3,000円を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,998万9,000円とするものであります。

その内容につきましては、7ページをお開きください。

今回の補正は、各市町還付金として1,696万3,000円を計上いたしております。各市町への還付金は、均等割50%、人口割50%の積算に基づき還付させていただきます。これら補正財源は平成16年度からの繰越金を充当いたしました。

平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局長より議案第14号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、議案第14号平成17年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、報告第58号新市の市章マニュアル作成業務委託契約の締結について、計画班長

より説明を願います。

計画班長 失礼いたします。事務局計画班長合田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第58号新市の市章マニュアル作成業務委託契約の締結についてご報告いたします。

恐れ入りますが、協議会資料の9ページをお開きください。

第13回の合併協議会でご確認いただきました新市の市章は、新しい「観音寺市」の思いや将来像のイメージを新市の内外に広く伝えていく大変重要なものでございます。このようなことから、新市の市章デザインの目的やデザイン要素、それからデザインの展開の存り方、使い方のルールを定め、有効に活用していくことを目的といたしております。

契約の方法は随意契約、委託期間は平成17年6月1日から8月31日、契約金額は100万8,000円でございます。うち、消費税及び地方消費税4万8,000円でございます。

契約の相手方は、観音寺市の有限会社ヴォックスでございます。

業務の内容でございますが、新市の市章デザインの基本要素、市章の作製法、表示色、文字との組合せ及び展開例等でございます。展開例では、市の旗や記章、封筒やはがき、それから名刺などの使用例もデザインされますので、このデザインによりましていろいろな印刷物などに活用されてまいります。このようなことから、新市になりましたら、いろいろな機会にこのデザインをご覧いただけるものと思います。

これで、簡単ではございますが、報告第58号新市の市章マニュアル作成業務委託契約の締結についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま計画班長より報告第58号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、報告第58号新市の市章マニュアル作成業務委託契約の締結については、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第59号手数料の取扱いにつきまして、財政部会長より説明をお願いします。

財政部会長 財政専門部会長の三好でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第59号手数料の取扱いにつきましてご説明申し上げます。

10ページでございます。

手数料の取扱いにつきましては、第6回の合併協議会におきまして、手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとするという調整方針をご確認いただいております。

11ページの資料の手数料一覧をご覧いただきたいと思っております。

調整結果といたしまして、現在、差異のあります税関係、一番上の租税公課に関する証明、それから土地及び建物についての証明、以下、公簿、公文書等の謄・抄本及び図面の写しまで4種類でございます。

さらに、印鑑、住基関係、その2つ飛ばしまして身分に関する証明、印鑑登録証の交付、以下、住民基本台帳の閲覧まで、7種類でございますか、この手数料につきましては350円とするものでございます。

以下、その他の手数料に関しましては、法令等の規定によりまして、1市2町同額でございますものにつきまして現行のとおりするものでございます。

報告第59号手数料の取扱いにつきましては、簡単でございますが以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 たいま財政部会長より報告第59号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

藤田委員 観音寺の藤田でありますけど、ぱっと見た限りでありますけど、全部一番高いところに落ちついたということですか。まず、そのことを1つ伺います。

低いところで調整できなかった理由を、例えば一つでもよろしいですから例を挙げて、このところは低くやってもよかったんだけども上げたとか、あるいはどうしてもできなかった、どれか一つでいいですから例を挙げて説明をしてください。

それから、12ページでありますけど、船員法第50条云々のところにありますが、この1,900円というのが、またこれについても、例えば、ほかにはないんですが、観音寺だけの問題ですけれども、50円上げているというふうな状況でありますけど、この点についても、例えば具体的にこういうふうなことで上げますというふうなことが2点で、全部について説明要りませんから、ぱっと見た瞬間で一番高いところに全部落ちつけてしまったと、例えば町のところからいけば、全部手数料が上がってしまったというふうな感覚を

受けるのではないかと思いますので、この際一つだけ、この事例のところということで説明をすれば町民の人たちも納得をするだろうし我々も説明しやすいと思いますので、ぜひともその1項目で結構ですから挙げて説明をしていただければと思います。

以上です。

議長 説明願います。

財政部会長 ただいま申し上げましたように、法令等に定めのあるものにつきましては、その例に準じております。ただ、先ほどご質問ございましたような大野原町、豊浜町300円、観音寺市が350円ということで、どうして350円にしたのかということでございます。一応、観音寺市の人口、その手数料の扱いの量、それらを勘案いたしまして観音寺市の例に統一をさせていただいたと。

逆に、これを大野原、豊浜の例にしますと、下がるということは非常にいいことだし住民サービスにつながっていくことだと思いますけれども、その手数料の趣旨等のことから予算的にも観音寺市が下がるということで大きく下がると、反面、大野原、豊浜の負担はふえるということでございますが、一応観音寺市の例を踏襲させていただいたということで、特にこうこうだからこうだというような具体的な料金決定の根拠はございませんが、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

藤田委員 もう一つ伺えたら、船員法の50条の1、950円のやつ、50円上がる。

財政部会長 船員法の方につきましては、先ほど申し上げましたような法令に基づくものでございまして、法令改正に伴いますところの改正でございますのでご理解賜りたいと思います。

藤田委員 濟いませぬ。もう一度確認をしますけれども、今の説明は、観音寺市の人口、扱い量に伴って観音寺市の分に合わせたということですよ。そうすると、簡単に言えば、全部観音寺市に合わせるということ、高いところになるということの理由ですか、それが、今。一番高いところに上げるという理由は、人口だとか取扱いの量が多いから手数料の趣旨等を考えて観音寺市に上がったということですね。

財政部会長 そうです。

藤田委員 それはそういう説明で納得するかどうかは別にして、もう私の気持ちの中では大野原も豊浜も同じ仲間だと思っておりますのであえて言いますけれども、大野原や豊浜の人たちはちょっとがっかりするんじゃないかなと思って。観音寺の人たちだって下が

って都合が悪いことはないんで、下げられなかったかなと。どれか一つでも、例えば全部が一律になっているから、そうじゃなくてここの分については努力をしたり、あるいは少し何かで下がった分があると、何か私たちは説明しやすかったかなという感じはいたしますが、そういうところはなかったですかね。

財政部会長 ご覧になっておわかりのように、300円、大野原町、豊浜町が300円、観音寺市が350円で、個々にこのものにつきましては350円、このものについては300円といった考えはいたしておりません。ご説明申し上げましたとおり、観音寺の例を踏襲させていただいたと。繰り返しますけど、この金額の算定根拠というものはございません。

以上でございます。

議長 ようございますか。

藤田委員 はい。

議長 今、藤田さんからおっしゃる、本当に大野原町民、豊浜町民を思うてのことだと思うんですけど、私も大野原町民に対しましては、合併になって手数料とか税は上がるのかという説明のようでございますが、若干についてはひとつ観音寺に追従せなければいけない例もあるので、それはご理解してくれということで説明しておりますので、それは安いに合わせていただいたらこれは一番いいんですけど、なかなか財政上そうはいきませんと思いますので、大野原、豊浜にも住民の皆さん方には、そんなに大したことでないので、大したことないと言うと失礼ですけれども、ご理解してくれと、私もそういう説明をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、報告第59号手数料の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知していただいたものとします。

次に、報告第60号消防団・海防団の取扱いにつきましては、企画部会長より説明をお願いします。

企画部会長 失礼します。企画部会長の藤田でございます。

それでは、報告第60号消防団・海防団の取扱いについてご報告を申し上げます。

会議資料15ページの方をお開き願いたいと思います。

消防団・海防団につきましては、昨年6月24日、第5回の合併協議会におきまし

て、1市2町の消防団につきましては、合併時に統合し、消防団員の定員、任免、給与、サービス等は合併時まで調整するというふうな調整方針が確認をされております。

消防団につきましては、消防組織法によりまして、設置、それから名称、区域、組織につきましては、条例、規則で定めることとなっております関係から、定員、任免、給与、サービス等につきまして統一調整をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

15ページの表右の調整結果をご覧くださいと思います。

まず、1番といたしまして、組織、任用等についてご説明をいたしますが、消防団の名称につきましては観音寺市消防団、区域につきましては現1市2町を含む全域でございます。

それから、分団数は23分団でございます。それから、組織につきましては、団長以下、お手元の資料のとおりとなっておりますが、この中で特にご説明を申し上げますが、行政区域が広範囲となりました関係で、団本部と各分団との連携強化というものを図るために、団長を補佐するためにその役割を担う者といたしまして統括副団長なるものを創設いたしております。

それからまた、任用につきましては、年齢を18歳以上60歳未満というような形で上限を60歳にさせていただいておりますのと、任期につきましては3年という形にしておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、16ページをご覧くださいと思います。

2つ目といたしまして、報酬・費用弁償等について記載をいたしております。

団長、以下団員、それから費用弁償、水・火災の出動等でございます。中ほどには観音寺市、大野原町、豊浜町、それぞれの分団の報酬・費用弁償を記載しております。

調整結果といたしまして、表右の端になりますが、1市2町におけます現行の額、それから他の市町の例を参考にいたしまして、調整結果が右端でございます。団長を18万円、統括副団長16万円、それから最後の方にございますが団員を3万3,000円と。それから、費用弁償につきましては、水・火災1回につき出動2,600円というふうな調整結果になってございます。

なお、海防団につきましては、第5回の合併協議会におきまして現行どおり新市に引き継ぐことが確認されておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上で報告第60号消防団・海防団の取扱いにつきましての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま企画部会長より報告第60号につきましてご説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

井上委員 豊浜町の井上ですが、調整結果におきまして年齢制限、これが18歳から60歳未満であることということなのですが、豊浜町においては今現在60歳以上の方ですか、これが団長、副団長、そういった中で該当というか、いきなり調整したらすぐやめないかとか、そういった該当者の方がおられるのかどうかを1点お伺いしたいと思うんですが。

企画部会長 ただいまのご質問でございますけれども、今回、こういった年齢制限をさせていただいておりますけれども、条例、規則の中でその限りにあらずというような項目が入っておりますので、特に認めた場合には60歳を超えてでも団員として残れるという形をとっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 これは60歳やけど、任期3年だから、初めのとき60だった、あと二年間はいくとか、中途でもやめないかということ。

企画部会長 いや、それはもう団の中で特に認めるということであれば、60歳を超えておってでもいけます。

議長 井上さん、いいですか、そういうことであって。大概そうだろうと思うんだけど。

井上委員 実際、やりながら一つ一つケースケースができてくると思うんです。そうしながらしていくと。

議長 今しよるとか、また任期残しとるのに、こういうふうに決めたから、やめてくれば、ちょっとおかしいと思う。それは何かあったら恐らく、新しく市になる場合はやっぱり一つの範囲というように解釈したらいいんじゃないでしょうか。

企画部会長 そうです。今現在、団員としておられる方、即、首というわけにはまいりませんので、そういった形で残っていただくということの規則も定めておりますので、よろしく願いしたらと思います。

議長 ほかにございませんか。

どうぞ。

久保委員 観音寺の久保でございますが、観音寺の場合、消防団と海防団とで人員の割り振りとか報酬等が別々になったと思うんですが、これを見る限りでは消防団と海防団が

統合するということですか。どんなんですか、これは。この項目では消防団・海防団とな
って、現実に出とんのは消防団だけで、海防団がどこ見てもないということは、海防団も
消防団の中に含んで活動するということか。そこらあたりは、ちょっとこの表ではわかり
にくいんですが。

企画部会長 これにつきましては、先ほどちょっと最後の方にご説明を申し上げました
けれども、組織につきましては海防団・消防団、別組織でございまして、海防団につきま
しては現行の海防団を新市に引き継ぐというような形で、第5回の合併協議会でご確認を
いただいておりますので、よろしくお願ひしたらと思います。

議長 これは現状引き継ぐから、ここにあえて。

企画部会長 出してない。

議長 出してないということなんでしょう。

企画部会長 はい、済いません。

久保委員 新市になったら、現状引き継いでも、こうなっとりますぐらいは、やっぱり
普通のものとは違うさかいな、消防団・海防団とかで別タイトルで出とる以上はな。

議長 海防団はもう観音寺だけが残したんやから。

久保委員 観音寺だけしかないの、全国で、私よう知っとんですけど、統合したんかな
と思うし、統合してないんであれば、消防団はこうです、海防団はこうですという組織を
しないと、やっぱり他の人はわかりにくいんじゃないんかなと思うんですが。

議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、報告第60号消防団・海防団の取扱いに
つきましては、報告がありましたとおり承認したものといたします。

次に、報告第61号各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきまして、企画部
会長より説明願ひます。

企画部会長 同じく藤田でございます

それでは、報告第61号各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきましてご説
明を申し上げます。

18ページの方をご覧いただきたいと思います。

コミュニティ関係の取扱いにつきましては、第8回の合併協議会におきまして、連合組
織については統合できるよう調整に努めるといふうな、表の上段の方でございますが、

調整方針をご確認いただいております。

まず、表右端の調整結果をご覧くださいと思います。

まず、組織でございますが、単位自治会につきましては、統合することによりまして266自治会となり、地区連合自治会につきましては、観音寺11地区、大野原8地区、豊浜4地区の23地区となります。なお、この事務につきましては、大野原町、豊浜町は、支所の方で取り扱うことといたしておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、自治会の協議会役員につきましては、観音寺が17名、大野原8名、豊浜6名の計31名の役員で構成することといたしております。

なお、この連合組織の名称につきましては観音寺市自治会協議会とし、会長、副会長ほか役員の数につきましてはご覧の記載のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

それから、活動内容につきましては、資料右端の調整結果4のとおり、町内の環境整備ほか6項目の内容でございます。

次に、5つ目といたしまして、香川県連合自治会につきましては、合併後、新観音寺市として改めて加入する予定でございますので、よろしく願いいたします。

それから、事業内容につきましては、資料のとおり、総会、協議会等々6項目でございますので、ご覧になりご確認をいただいたらと思います。

以上で、簡単ではございますけれども、報告第61号各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきましてはの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいま企画部会長より報告第61号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

久保委員 観音寺の久保でございます。

たまたま私が現在観音寺市の連合の会長ということで、特に合併協議会なりそれぞれ市町の窓口におきまして自治会の統合についてのご尽力をいただきましたことを、まずもって心より厚くお礼を申し上げます。

特に、1市2町ということで会長3人寄りまして、大体原案の近いような状態の方向づけはしております。ここでお願いしたいのは、財政多端の折ではありますが、やはり新市の行政を円滑にする上においても、特に自治会等の活動というのは他の団体同様非常に大

事であろうと私は思っております。したがって、自治会の加入率等につきましても、特に観音寺の場合は72.幾らということで、他の2町については相当高い率がありますが、やはり自治会に対する魅力とかいろんな理解というのが自治会だけではなかなかいかないということがあります。したがって、自治会そのものも努力はしますが、財政的な裏づけなり活動等における補助金というんですか、そういうことについても新市においても十分お願いをしたいと思っております。

観音寺の場合でも、各自治会の役員が寄るとさわると自治会長は非常に行政から余り重く見られてないのかなというような話も時によっては出るわけでございますが、その点、自治会長もそれぞれ誇りを持って市に協力できるような体制づくりにつきましてもよろしくご理解をいただきたいと、かように思っております。

以上です。

議長 これは合併協議会としてはご意見を聞いたということで、これは新しい市長にひとつお願いするという形になっていこうと思うんで、ここでとやかくはちょっとと思いますので、その旨また引き継いでいくものとさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、報告第61号各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第62号各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いにつきまして、担当課長より説明をお願いします。

人権推進課長 失礼をいたします。観音寺市の人権推進課の福田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、報告第62号各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いについてご報告を申し上げます。

会議資料19ページをお開き願います。

各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いにつきましては、昨年6月24日開催第5回合併協議会におきまして、人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務につきましては、合併時に再編統一という方針が確認されており、その調整が整いましたのでご報告するものであります。

それでは、会議資料20ページをお開き願います。

まず、人権擁護審議会設置事業であります。この人権擁護審議会設置事業は、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図るための重要事項を調査、審議するための審議会で、表右の調整結果のとおり、人権擁護に関し識見を有する者、市議会議員、市職員からの20名以内で構成するものでございます。任期につきましては2年、審議会の開催につきましては必要に応じまして開催するものいたします。

次に、「人権教育のための国連10年」行動計画であります。この行動計画につきましては1市2町それぞれに「人権教育のための国連10年」推進本部を設置いたしておりましたが、「人権教育のための国連10年」行動計画につきましては、平成16年12月31日をもって失効いたしております。この国連10年推進本部にかわる機関といたしまして、観音寺市人権教育・啓発推進本部を設置するものであります。

この観音寺市人権教育・啓発推進本部は、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育・啓発に関する基本計画の策定並びに総合的かつ効果的な推進を図るための組織であり、市長を本部長とし、副本部長に助役・収入役・教育長、また本部員として部長11名、幹事といたしまして課長等41名の合計54名で組織を構成するものでございます。

表右の調整結果のとおり、所掌事務を行うものでございます。

次に、同和対策本部であります。新市発足時に、人権課題の解決に向けて、人権政策を円滑かつ積極的に推進していくための組織として、観音寺市人権政策推進本部を設置するものであります。

この観音寺市人権政策推進本部につきましては、助役を本部長とし、副本部長に収入役・教育長、本部員として部長11名、幹事として課長等41名の合計53名で構成するものであり、表右の調整結果のとおりでございまして、所掌事務を行うものでございます。

次に、同和対策推進であります。表右の調整結果のとおり、合併時に観音寺市の例により統一することといたしております。

続きまして、同和問題啓発事業であります。会議資料21ページの調整結果のとおり、市民への啓発、企業への啓発、職員への啓発、研修等、積極的に推進していくものであります。

以上、報告第62号各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いにつきましてご報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま担当課長より報告第62号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第62号各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第63号各種事務事業（交通関係）の取扱いにつきまして、住民部会長より説明をお願いします。

住民部会長 失礼します。住民部会長の合田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告第63号各種事務事業（交通関係）の取扱いについてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、会議資料の23ページをご覧になっていただきたいと思います。

交通関係の取扱いにつきましては、昨年の5月27日、第4回の合併協議会におきまして提案され、ご確認をいただいたところでございますが、そのうち合併時まで調整すべき事務事業について、交通分科会、住民部会で調整が整いましたので、順次ご報告申し上げます。

最初に、事務事業名の交通安全対策会議でございます。調整結果といたしましては、委員数を15人以内、また会長を市長とし、委員につきましては、お手元の資料にございますが、市長から選任することにより会議を構成いたします。

続きまして、交通安全指導につきましてご説明いたしますが、意識啓発活動につきましては、キャンペーン等を主体的に実施する機関となる交通対策協議会に対し助成いたします。交通指導員につきましては、市長により委嘱され、人数を30人以内、任期を2年、ただし再任は可とし、また今回75歳を上限とする定年制を採用いたします。ただし、年度途中の合併であるため、経過措置を設け、任期、定年につきましては平成19年4月1日より導入することといたします。

24ページをお願いいたします。

次に、交通安全施設についてでございますが、これにつきましては1市2町とも交通安全対策特別交付金を財源として、危険箇所並びに事故多発地点等に反射鏡、防護柵等交通安全施設の整備、修繕を行っているものでございます。

新市におきましては、市民課により施行箇所の決定を行った後、設計・契約については

建設課において、支払行為は市民課で実施するという形で対応していきたいと思っております。

次に、交通安全用具の支給でございますが、これにつきましては現在1市2町とも観音寺地区交通対策連絡協議会等により一括購入し、配布しております。合併時も同様の形で実施したいと考えております。

なお、観音寺地区交通対策連絡協議会につきましては、本年5月10日の総会におきまして、12月31日をもって解散するという事案が確認されておりますことから、解散すれば、平成18年1月1日より新市の交通対策協議会が引き続いて同様の形で実施したいと考えております。

最後に、チャイルドシート事業についてでございますが、現在、大野原町、豊浜町において実施されております。両町においては、現在、お手元の資料のとおり助成がなされております。

調整結果といたしましては、新市においても実施することとし、かつ大野原町の例により、対象幼児1人につきチャイルドシート1基当たり1万円を上限に購入価格の2分の1を助成することといたします。

以上、報告第63号各種事務事業（交通関係）の取扱いについて、報告させていただきました。よろしくお願いたします。

議長 ただいま住民部会長より報告が、第63号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第63号各種事務事業（交通関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものといたします。

次に、報告第64号各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いにつきまして、企画部会長より説明を願います。

企画部会長 失礼をいたします。

それでは、報告第64号各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いにつきましてご報告を申し上げます。

26ページの方、お開きをいただいたらと思います。

国際交流・友好都市交流関係の取扱いについての調整方針は、まず国際交流では、姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり引き継ぐものとし、その他の事業について

は、合併時に再編統一できるよう調整する。

2つ目が、友好都市でございますが、国内の姉妹都市については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において検討するということになってございます。

このうち、その他の事業については、合併時に再編統一できるよう調整するということにつきまして、調整いたしました結果をご報告申し上げます。

右の方の調整結果をご覧いただいたらと思いますが、まず国際交流協会についてでございます。現在、1市2町のうち、観音寺市と大野原町に国際交流協会がございます。これまで両団体に統合を働きかけてまいりましたが、現時点では団体の急激な変化は好ましくないというようなこともございまして、新市になってから協議をしていけばいいというような意見が多うございましたので、この国際交流の統合につきましては、引き続き新市において統合できるよう調整に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、海外派遣についてでございますが、まず女性友好の翼につきましては、引き続き派遣員の推薦を行ってまいりたいと考えております。

それから次に、観音寺市民海外研修費補助金につきましては、市民の方々が他の公的機関、またこれに準ずる機関の実施する研修に参加する場合、交通費や宿泊費等研修に直接必要な経費の2分の1以内の額を15万円を限度として補助することといたしております。なお、17年度につきましては、既に1市2町それぞれの制度で動いておりますので、この制度につきましては、来年度、平成18年度から適用することといたしております。

次に、青少年の派遣・受入、中学生海外派遣につきましては、市町の国際交流協会に補助するものでありまして、交流協会の統合に努めながら、新市におきまして再編統一いたしたいと考えております。

次に、各種団体への協力につきましては、現在1市2町が加入いたしております団体に、新市におきましても改めて加入することといたしております。

以上、報告第64号各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いにつきましても報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいま企画部会長より報告第64号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、報告第64号各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第65号各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いにつきまして、健康福祉部会長より説明を願います。

健康福祉部会長 健康福祉部会長の石川でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、報告第65号各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて、調整方針に基づいた調整結果をご報告申し上げます。

会議資料の28ページから順次ご覧いただきたいと思えます。

まず、家庭児童相談室についてでございますが、新市域において相談員2名により、現行のとおり実施するものでございます。

次に、遺児年金についてでございますが、年金支給額として、対象者に年額1万2,000円を3月に口座振替によりまして支給するという調整結果でございます。

次に、保育時間の延長事業についてでございますが、この事業につきましては、通常の保育時間を平日8時30分から16時30分までといたしまして、あずかり保育の時間設定を平日7時30分から18時まで、また土曜日の希望保育の時間設定を7時30分から13時までとして実施するものでございます。

その申請方法は、申請書の提出によって行うことといたしまして、事業に対応する職員配置につきましては各保育所の実績により体制を決定する予定でございます。

なお、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度より統一制度での実施を予定してございます。

次に、児童手当についてでございますが、支給額等につきましては、法の規定によりまして1市2町とも同額でございますので、現行の額を年3回口座振替によりまして支給するものでございます。

次に、民生委員推薦会についてでございますが、この事務は民生委員法施行令に基づく事務でございます。推薦会委員の報酬は非常勤の特別職の報酬として、1日7,000円を予定いたしております。また、委員数につきましては、法の規定により14名以内としております。

次に、民生委員・児童委員協議会についてでございますが、新市におきましては11の

地区民生委員・児童委員協議会を取りまとめる組織として、民生委員・児童委員の活動及び地区民生委員・児童委員協議会の活動を推進することを目的に、新市の社会福祉協議会に運営を委託し、事業を行うものでございます。11名の理事により資料のとりの事務を行います。

なお、各民生委員・児童委員につきましては、次に改選が行われます平成19年11月まで現行のとおりでございます。

次に、障害者社会参加促進事業についてでございますが、まず手話及び要約筆記奉仕員関係事業につきましては、観音寺市の例により実施するものでございます。

手話奉仕員設置につきましては、週のうち、福祉事務所1日、大野原、豊浜支所それぞれ半日の合計週2日とする予定でございます。

また、自動車運転免許取得・改造助成、地域生活アシスタント育成につきましては、観音寺市の例により実施することといたします。

障害者スポーツ大会助成につきましては、開催期日等の調整を要するため、18年度より実施の予定でございます。

次に、心身障害者小規模通所作業所運営補助事業についてでございますが、この事業につきましても、新市域を対象として現行のやまもも作業所により現行のとおり実施するものでございます。

最後に、生活保護法に関する業務についてでございますが、この業務につきましては観音寺市の例により統一し、各支所と連携を取りながら事務を行う予定でございます。

報告第65号各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いにつきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ただいま健康福祉部会長より報告が第65号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第65号各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものといたします。

次に、報告第66号各種事務事業（学校給食関係）の取扱いにつきまして、教育部会長より説明を願います。

教育部会長 教育部会長の篠原です。よろしく願いいたします。

それでは、報告第66号各種事務事業（学校給食関係）の取扱いにつきまして、ご説明

申し上げます。

34ページをご覧いただきたいと思います。

学校給食関係の取扱いにつきましては、第6回の合併協議会におきまして、学校給食関係団体については、合併時に統合できるよう調整するという調整方針をご確認いただいております。

学校給食会につきましては、観音寺市学校給食会として、連絡調整を進めてまいりますが、当分の間、各給食センター、給食調理場での物資の調達、献立等については、現行のとおり実施する予定でございます。

また、学校給食センター運営委員会につきましても、観音寺市学校給食センター運営委員会として調整を進め、委員構成の決定後、速やかに統合された組織活動を行うよう予定いたしております。

報告第66号各種事務事業（学校給食関係）の取扱いにつきましては、簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま教育部会長より報告が、第66号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、報告第66号各種事務事業（学校給食関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものといたします。

続きまして、その他に移りたいと思います。

第17回の協議会日程につきまして、総務広報班長より説明願います。

総務広報班長 総務広報班の石川でございます。よろしくお願いいたします。

35ページをお開きください。

次回第17回の協議会のご案内ですが、8月の第4木曜日、8月25日を予定しております。時間と場所につきましては、午後1時30分から当会場で予定しております。

なお、会議内容につきましては、調整が整った項目をご報告させていただくことになろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま総務広報班長から日程につきまして説明がありました。

何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第17回の協議会の日程につきましては原案のとおりといたします。

それでは、以上で本日予定されておりました合併協議会の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして終始熱心にご協議いただき、ありがとうございます。

本日は、これにて閉会をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【午後2時28分開会】